

指導教諭の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

指導教諭の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の支給) 第21条 略 2 略 (1) 主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、助教諭又は講師であること。 (2)～(4) 略 3～6 略	(特殊勤務手当の支給) 第21条 略 2 条例第23条第1項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する職員であることとする。 (1) 主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であること。 (2)～(4) 略 3～6 略

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表第1(第3条関係) 1 略 2 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>級</th><th>標準職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>特2級</td><td>中学校又は小学校の主幹教諭<u>又は指導教諭</u>の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	級	標準職務	略		特2級	中学校又は小学校の主幹教諭 <u>又は指導教諭</u> の職務	略		別表第1(第3条関係) 1 略 2 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>級</th><th>標準職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>特2級</td><td>中学校又は小学校の主幹教諭の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	級	標準職務	略		特2級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務	略	
級	標準職務																
略																	
特2級	中学校又は小学校の主幹教諭 <u>又は指導教諭</u> の職務																
略																	
級	標準職務																
略																	
特2級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務																
略																	
別表第2(第4条関係) 1 略 2 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表	別表第2(第4条関係) 1 略 2 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表																

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
主幹教諭 指導教諭	略					
略						

備考
略

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
主幹教諭	略					
略						

備考
略

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年香川県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職員)</p> <p>第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「条例」という。)第24条の7第4項の教育職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手とする。</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「条例」という。)第24条の7第4項の教育職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員及び実習助手とする。</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。